

第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）の概要

■ 策定の背景

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムにより、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な地球環境問題とともに、最終処分場のひっ迫や不法投棄等の不適正処理の増加など、深刻な廃棄物問題が発生
- このため、事業活動や市民生活の全般を通じて資源の循環的利用が徹底され、環境への負荷ができる限り低減された「循環型社会」の形成が必要

【国の動向】

- ・第三次循環型社会形成推進基本計画の策定
- ・小型家電リサイクル法など各種リサイクル法の施行等

【社会経済情勢】

- ・少子高齢化の進行や人口減少社会の到来
- ・安全・安心なまちづくりや環境問題への関心の高まり

【本市の状況】

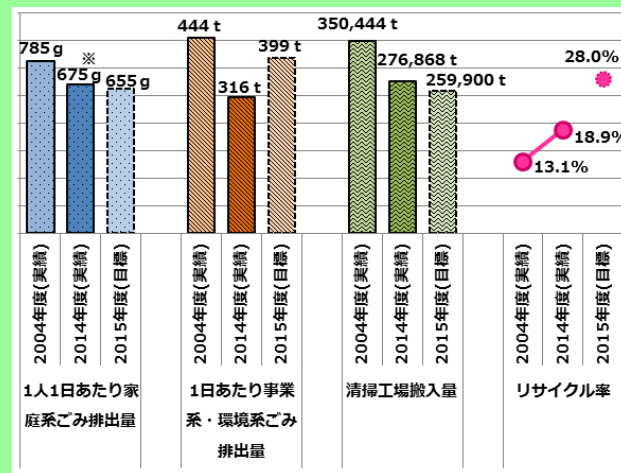
- ・現行の第2次計画が目標年度（2015年度）を迎える

今後の本市のごみ処理事業のあるべき姿の実現に向けた次期計画が必要

■ ごみ処理の現状と課題

- 第2次計画に基づき、分別収集品目の拡大や多様な方策・手法を用いた啓発、併せ産廃（事業活動により生じた木くず、紙くず、繊維くずのうち産業廃棄物に該当するもの）の清掃工場搬入禁止、臨海工場における溶融スラグ・メタルの資源化など、様々な取組を推進

- その結果、第2次計画に掲げた目標値のうち、1日あたり事業系・環境系ごみ排出量については前倒しで達成しているものの、1人1日あたり家庭系ごみ排出量、清掃工場搬入量、リサイクル率については、達成は困難な状況



※目標値との対比のため、継続ごみをすべて事業系として計上しており、「■計画の目標」に記載の数値とは異なる

【減量化・リサイクル】

- ・第2次計画に基づく各種取組の推進により、ごみの減量化・再資源化リサイクルは確実に進んだが、目標の達成状況は十分とは言えない状況
- ・分別収集品目や紙類・繊維類といったリサイクル可能なものが、生活ごみに約25%混入
- また、生活ごみのうち、約30~40%が手つかずの食品、食べ残し、調理くずであり、これらは減量化の可能性を有している
- ・20~30代といった若年層の分別協力意識が他の年代と比べて若干低い（市民意識調査）

【収集運搬】

- ・事業系ごみについて「量が少ないため、家庭ごみとして出している」といった回答が見受けられており、少量排出事業者への対応が課題（事業所意識調査）
- ・清掃工場への直接搬入件数が増加傾向。また、東工場への直接搬入が全体の2/3以上を占めており、処理量の偏りや場内の安全確保、検査体制の負担が課題

【中間処理】

- ・東工場第一工場及び東工場第一破碎施設の老朽化が著しく進んでおり、今後長期間の運転が困難な状況
- また、東工場第二破碎施設及びリサイクルプラザも老朽化が見られている
- ・大規模災害に備えて、焼却施設の分散配置を図るとともに、災害廃棄物処理を見据えた一定の余力確保が必要
- ・今後、東工場第二工場と臨海工場が約20年後に同時に更新時期を迎えると想定されることから、長期的な視点からの安定的なごみ処理体制の確保も見据えた判断が必要

【最終処分】

- ・フェニックスの受入計画期間が2027年度までとなっており、処分場の延命化と新たな処分場の検討が必要な状況

■ 位置付け等

【位置付け】

- ・廃棄物処理法第6条第1項に基づき、市が長期的な視点に立ってごみの排出抑制及び適正処理を進めるための基本的な方向性を定めるもの
- ・堺市マスタープランの実現を環境面から誘導・支援する「第2次堺市環境基本計画」や、資源循環分野における総合的な計画である「循環型社会づくり計画」を上位計画とする一般廃棄物の部門計画として位置付けられる

【計画の対象】

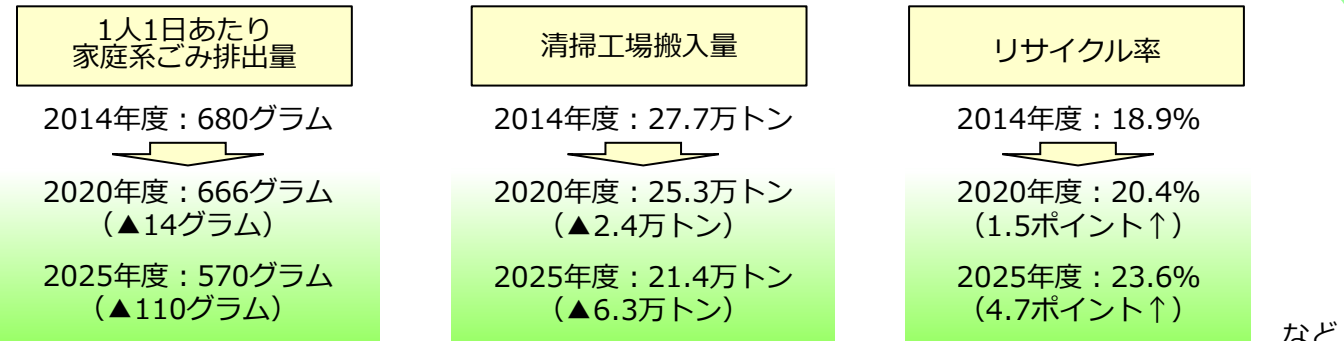
- ・市が自ら又は委託して収集・処理する一般廃棄物のみならず、排出事業者が収集運搬事業者やリサイクル事業者と契約して収集・処理されているものも含め、市内で発生する全ての一般廃棄物（ごみ）とする

【計画期間】

- ・2016年度～2025年度（基準年度：2014年度）
- ※5年後の2020年度に必要な見直しを実施

■ 計画の目標

- 第2次計画で掲げた目標から、更に積極的に減量化・リサイクルを推し進める観点から、計画の目標を設定



■ 基本理念・基本方針と主な施策

基本理念：ともに取り組み、実現する。環境負荷の少ない「循環型のまち・堺」

基本方針①：4Rのさらなる推進

基本方針②：ごみに関わる多様な主体の連携・協働

基本方針③：環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の確保

① 4Rのさらなる推進

- ◆家庭ごみ有料化の導入を図る[基本施策1-1]
- ◆ごみ減量化・リサイクルの取組の集中的な実施[1-2]
 - ・家庭系生ごみの減量対策の実施
 - ・家庭系古紙類の回収強化
 - ・事業系古紙類のリサイクル体制構築
 - ・処理段階でのリサイクル推進
 - ・使用済小型家電の最適な回収・リサイクル体制の確立
 - ・未分別ごみに対する指導強化
- ◆環境教育・啓発活動のより一層の強化[1-3]
 - ・「ごみの4R運動」を基本とした啓発の推進
 - ・特に若年層に対する啓発の強化
- ◆さらなるごみ減量化等に向けた施策の検討[1-4]
 - ・リサイクル可能な事業系古紙類の清掃工場搬入禁止の検討
 - ・未分別ごみ排出者に対する罰則等の検討

② ごみに関わる多様な主体の連携・協働

- ◆ごみに関する情報の積極的な発信[2-1]
- ◆市民・事業者による自主的な行動の促進[2-2]
 - ・資源物集団回収の促進
 - ・ごみ減量化推進員制度の活性化
 - ・事業用大規模建築物におけるごみ減量の促進

③ 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の確保

- ◆適正な収集運搬体制の構築[3-1]
- ◆ごみの適正排出の確保[3-2]
 - ・事業系ごみの適正排出の推進
 - ・高齢者等の社会的弱者への対応
- ◆安全・安心で安定的な処理体制の構築[3-3]
 - ・ごみ処理施設整備の推進
 - ・災害に強い処理体制の構築
- ◆安定的・継続的な最終処分体制の確立[3-4]
- ◆ごみ処理に伴う環境負荷の低減[3-5]
- ◆ごみ処理・処分に関する調査・研究の推進[3-6]